

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
対策部門	1.法改正対策	<ul style="list-style-type: none"> ・東京法務局管内における不動産登記オンライン化の開始に伴い、改正不動産登記法等に対する業務・研修事業については、今後も継続し積極的な対応を図る。 ・改正会社法等の業務・研修事業について、継続して積極的な対応を図る。 ・改正司法書士法の附帯決議の実現に向け、司法書士法改正への対応を図る。 	執行部
	2.司法・司法書士制度対策 司法書士執務対策	<ul style="list-style-type: none"> ・新会社法について、司法書士実務の検討を行い、企業法人への具体的対応を図る。 ・オンライン指定庁における、司法書士実務の検討を行い、利用者の権利保護のための具体的対応を図る。 ・裁判実務における司法書士執務の問題点を検討し、裁判所・弁護士会との協議を行う。 ・新会社法及び簡裁代理業務並びにオンライン申請の研修会を実施する。 ・立会業務及び広告等に関する執務規範規則及び制定の検討を行う。 	執行部
	特別研修	<ul style="list-style-type: none"> ・日司連が行う、司法書士特別研修に協力する。 	執行部
	日本司法支援センター地方準備会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・日本司法支援センター地方準備会の発足に伴い、裁判所・検察庁・法務局・法律扶助協会・弁護士会と協調し支援を図る。 ・日本司法支援センター（法テラス）の活動に積極的に参加し、民事法律扶助及び相談事業の利用を促進する。 	執行部 相談部
	司法書士調停センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・調停センターにおいて、試行的に調停を実施する。 ・調停者及び調停管理者の養成、スキルアップのためにトレーニングを行う。 ・仲裁法による仲裁の実施を検討する。 	執行部 企画部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	司法書士不在地域・被災地支援対策	<ul style="list-style-type: none"> ・日本司法書士会連合会とも連携をとり、司法書士不在地域に対する個人・法人会員の開業支援及び公設事務所設置について検討する。 ・三宅島の島民帰島を受け、同島における被災住民のため法律相談を実施する。 ・司法書士不在地域・島嶼地域における法律相談充実を図るため、法律相談会のほかにフリーダイヤル等を利用した法律相談を実施する。 ・外部団体等と連携をとり、司法書士不在地域・島嶼地域における法律相談充実を図る。 ・司法書士不在地域に対する個人・法人会員の開業支援、及び公設事務所設置について検討する。 ・奥多摩地区住民に対し、出前相談・出張相談を実施するため、その事前調査を行う。 	総務部 企画部 相談部
	非司活動の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・非司法書士活動を行った者に対し、警告文を発する。 ・悪質な非司法書士活動をした者に対し、告発を行う。 ・非司法書士活動に関する情報収集及び調査を行う。 ・オンラインによる登記申請、ホームページによる広告等、社会情勢にあった非司法書士活動の防止策などを検討する。 	業務部 総務部 非司法書士排除委員会
	危機管理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・東京における災害に備え、会館の危機管理について、日司連と協議するとともに、災害訓練を実施する。 	執行部 企画部
	司法書士市民救援基金	<ul style="list-style-type: none"> ・法律扶助制度の要件緩和、運用の柔軟化、また、司法支援センターの創設など、市民救援基金制度の広報を積極的に行い、利用実績の活性化を目指すと共に、同制度の円滑かつ適正な運営を図る。 	執行部
	司法ネットへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・総合法律支援法に基づいて設立される日本司法支援センター（法テラス）の法律相談活動等を支援するため、東京司法書士総合相談センターとして積極的な対応を図る。 	執行部 相談部
	民事介入暴力への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・本会会員に対する、ヤミ金融や暴力団等反社会的勢力からの不当な干渉・要求に適切に対処するため、本会に民事介入暴力対策委員会を設置し、関係機関との連携、データの集積、対応策の検討、会員への啓発活動などを行い、もって会員の保護、司法書士職務の正当な遂行の実現と、法律家としての社会に対する貢献、社会における司法書士職務への理解を図る。 	執行部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
執務指導 部門	3. 組織改善対策 組織改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会組織・機構、本会事業のあり方を検討する。 	執行部
	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開規則に則り適正な情報公開を実施する。 ・ 懲戒処分等を公表する。 	総務部
	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会個人情報保護方針並びに本会個人情報保護規程に基づき、個人情報の適正な管理ができるよう、本会役員並びに事務職員に対し、研修を継続する。また、個人情報漏洩しないよう本会事務局のレイアウトを変更し、情報管理に関するセキュリティを確保する。 ・ 本会個人情報保護方針並びに本会個人情報保護規程に基づき、会員が司法書士業務に関する個人情報の適正な管理ができるよう指導する。 	執行部 総務部
	4. 成年後見制度への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と協働し諸活動を行う。 ・ 地方自治体において、遺言と成年後見制度に関する出張講座を共催して開催する。 ・ 任意後見人・成年後見人等の職務を研究・検討し、制度の積極活用を図る。 ・ 地方自治体・社会福祉協議会・社会福祉士会等とのネットワーク作りを推進し、制度の普及を図る。 ・ 高齢者・障害者などを対象とする無料法律相談会をリーガルサポートと共催して実施し、市民の要請に応える。 ・ 裁判所、公証人会、その他の団体等との協議を行い、制度の円滑な運用を図る 	執行部
	5. 登記所統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記所統廃合について情報収集と対応策を検討する 	執行部
	1. 執務改善推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の権利の保全に寄与するため、会員の執務の更なる適正化を図り、会員指導を行う。 ・ 綱紀事案の概要をスーパーネットに掲載し、会員の執務に関する意識の向上に役立てる。 ・ 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書、外国人登録原票記載事項証明書職務上請求書の適正使用の強化に努める。 	執行部 業務部 総務部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
研究部門	1.研究企画	<ul style="list-style-type: none"> ・非司法書士との提携やリポートなど司法書士制度の信頼を揺るがす行為に関して、会員の意識の向上に努める。 ・司法書士法、本会会則等に違反するおそれがある会員に関しては注意・勧告を行う。 ・執務が適正でない会員に対しては会長指導を行う。 ・会員と依頼者等との紛議に関して、紛議調停を行う。 ・綱紀白書を発行する。 	
研究部門		<ul style="list-style-type: none"> ・本人訴訟を支援するための研究を行うとともに、研修会を実施する。 ・本人訴訟の普及と円滑な実施を目的とした、裁判所との実務的会合を行う。 ・東京法務局との登記実務協議会を実施する。 	企画部
研修部門		(研修の種類ごとに114頁～121頁参照)	研修部
相談部門	常設法律相談・司法書士総合相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟・クレサラ等多重債務・登記・会社法務・成年後見等についての常設法律相談会を開催する。 ・当番司法書士制度を充実させる。 ・専門分野別の相談員研修を積極的に行い、相談体制の充実を図る。 ・インターネットによるメール相談を実施する。 ・島嶼地域を対象としたテレビ電話による相談を実施する。 	執行部 相談部
	無料法律相談会	<ul style="list-style-type: none"> ・「法の日」における司法書士相談会を実施する。 ・東京都貸金業対策室における相談ブースにおいて、クレサラ被害等についての常設相談を実施する。 ・東京都・同特別区が実施する社会福祉事業に協力し、生活保護者・路上生活者等に対する無料法律相談を実施する。 ・裁判・クレサラ・消費者問題等の専門分野に関する電話・面談等による相談会を開催する。 ・登記・相続・遺言・成年後見等をテーマとする相談会を開催する。 ・ターミナル駅や市民祭りなど人通りの多い場所において街頭相談会を開催する。 ・総務省東京行政評価事務所が世田谷郵便局内に開設する「行政なんでも相談所」に、相談員を派遣する。 	相談部 企画部 支部等

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
企画部門	1. 司法書士講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題等について、中学生、高校生、盲ろう学校の生徒やPTAを対象に、講座・寸劇・漫才・ティーンコート・ADR等を企画し実演する。 ・身近な法律問題を市民が分かりやすく理解するための消費者カレッジを実施する。 ・大学生等に対する司法書士ガイダンスを開催する。 ・地方自治体等における成年後見講座に講師を派遣する。 ・商工会議所等が主催する、会社法等に関する講演会や講座に講師を派遣する。 	企画部 支部等
	2. 司法書士劇団の上演	<ul style="list-style-type: none"> ・東京司法書士会司法書士劇団「リーガル スター」の上演を通して、市民に身近な法律問題を分かりやすく理解してもらうことを目的として、今年度も複数回の公演を目指す。 ・弁護士会等の他の士業団体では、このような企画は行われていないことから、他の士業団体との共催事業としての上演を企画する。 ・支部主催事業や各自治体・社会福祉協議会等の行事においての上演を実現する。 ・日司連の協力を得て、各ブロック協議会や各单位会において行う、市民シンポジウム・公開講座等での劇団上演の実現を目指す。 	企画部
	3. 講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法や人権問題、新しく制定された会社法についての諸問題、成年後見制度の普及等について、必要に応じ、講演会・シンポジウムを開催する。 	執行部 企画部
	4. 友好諸団体との交流と協同事業	<ul style="list-style-type: none"> ・十士業よろず相談会を実施する。 ・東京公証人会、東京土地家屋調査士会、東京税理士会との協議会を開催する。 ・災害復興まちづくり支援機構の運営に協力及び参加する。 ・自治体において実施する、災害復興訓練への参加を支援する。 ・本塩町会との災害時援助に関する協議を実施する。 	執行部 企画部 相談部

部 門	事業項目	内 容	備 考
福利厚生 部門 その他	5. 広報活動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・漫画等のマスコミあるいは活字媒体を利用し、新たな制度広報の推進を図る。 ・マスコミ関係者との接触を図り、東京会が実施する諸事業についての制度広報を推進する。 ・司法書士の職務内容を広く社会に紹介し、市民への情報提供を行うため、東京司法書士会ホームページ及び東京司法書士会総合相談センターホームページの更なる充実を図る。 ・iタウンページ(インターネット・タウンページ)に司法書士業務及び無料法律相談の広告を掲載する。 ・区報・市報に無料法律相談の広告を掲載する。 ・駅ホームに無料法律相談の広告を掲載する。 	企画部
	6. 支部等の広 報活動への支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・支部、支部ブロック、三多摩支会等における街頭相談会及び講演会・講座等の開催を支援する。 	企画部 相談部
	7. 対外広報誌 の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・東京司法書士会の対外広報誌「司法の窓・f a l o」を季刊誌として発行し、市民に対し司法書士の制度広報と情報の提供を図る。 	企画部
	1. 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・会員・補助者を対象とした集団健康診断を行い、人間ドックを斡旋する。 	企画部
	1. 多目的ホー ルの運営(7 階)	<ul style="list-style-type: none"> ・図書スペースにおいて文献及び書籍等の整備と充実を図る。 ・模擬法廷において模擬裁判を実施することにより、会員の研修を行うとともに、これを公開して、市民の裁判への参加等について広報を図る。 ・上智大学や東京経済大学等において、模擬裁判を共催して実施することを検討する。 	企画部
	2. 裁判事務支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・判例検索ブースを管理・運営し、会員の裁判事務支援を図る。 ・本人訴訟を推進し、これを支援するための体制を整える。 	企画部
	3. 会員への情 報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・会員への情報提供の電子化をさらに推進し、充実させる。 ・全会員へのメール発信を継続して検討する。 	総務部
4. 職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・相談センターにおける電話予約を、事務局職員が対応していることから、職員向け「相談事例対応法律入門講座」を企画する。 	総務部 企画部	